

延慶本平家物語における

湯浅権守宗重とその周辺

谷口耕一

一

延慶本「平家物語」(以下、延慶本と略称する)は、その古態性が近年とみに注目されるようになった伝本である。しかし、その実態を探る研究が進展するにつれ、何次かの増補、あるいは改作が施されていることが次第に明らかになってきた。

今、私は延慶本の増補の問題を扱おうとしているのであるが、それぞれの記事が、もともと延慶本に存在したのか、あるいは増補されたものであるか、その点の判別が極めて難しい。また、増補が予想される記事にしても、それがいつ、どこで、誰によってなされたのか、その点も全く明確にならない。のみならず、延慶本の増補解明を課題とする限り、もっと基本的な事柄が実は何も分かっていないという、困った実態があるのである。延慶本が何次に亘って増補されているか、その点さえ明確ではないのだ。最

近、松尾葦江氏は、「平家物語の成立」という論考の中で、「現存延慶本は、一三〇九年当時のままではない」、あるいは「古態、数次の改編、そして古態を装った増補が重層的に存在している」という御指摘をなさった。延慶本の現状がこのようなものであるとなると、その成立・流動を論ずることはますます難しく思われる。私は今、宗重や文覚にかかわる延慶本の記事が、いつ頃のものか明確にできないまま、その増補・改作を論じようとしているわけである。とりあえず、長門本に存在しない、あるいは長門本と大きく異なる延慶本独自の記事を対象とし、逆に、それらの記事が増補・改作であることをも同時に論じていく心づもりである。

二

延慶本の中に、延慶年間以前の最終増補の年代が推定されている章段がふたつある。ひとつは、武久堅氏が指摘された、第五

末十五「惟盛粉河へ詣給事」である。武久氏は、「維盛粉河詣の成立」という論考の中で、この章段中に「先大門ヲ指入テ」とある点に注目された。【甲子夜話】続篇卷六十五（返り点は私意）に、

永仁五年、粉河寺大門建、請_二由良法灯国師_一 大為_二供養_一、

法式嚴重、美觀不_レ可_レ言也。

という記事があり、武久氏はこの記事に基づき、物語上、維盛が粉河寺に参詣したという元暦元年（一一八四）には、粉河寺には大門がなかったとみなし、「本章全体を、同次元成立と判定し、その成立年代は、永仁五年（一二九七）以後と判定することに」なると結論付けられた。そのうえで、延慶本全体の成立に関して、

この判定を、現存延慶本の成立過程についての試論と、書誌上の事実と突き合わせるとき、先きに措定されたことき、いわゆる第二次編集著述説は自ら止揚され、或いは、第二次を受けるであろう一つのエポックとして、現存延慶本が、その書写過程の本奥書に記す、延慶一、三年（一一三〇九一〇）の直前に、いわば第三次の、諸本研究上で言われる増補の手が加わり、前項に指摘の如き、神仏説話や、社寺関係の特異な記事群が、新たな加筆部として、主として唱導の目的をもって、まさに増補されたと見なされることになる。かくして、延慶本『平家物語』の重層の本文を発掘すれば、十三世紀の百年間に、三層の地層を重ねた、成立過程の断面が見えてくることになる。

と述べられた。延慶本の成立に関する非常に重要な御指摘で、現状では、私は、氏の言われる「第三次の、諸本研究上で言われる増補」の過程を考えることを目標としたいと思っている。ただ、

この「第三次の増補」は、増補が三度行なわれたという意味ではない。誤解を避けるため、第三次本文形成とよぶ。

武久氏の御論は、このように重大な指摘がなされているのであるが、細かなことを考証すれば、粉河寺の大門は永仁五年の創建ではなかった。藤原頼通が永承三年（一一〇四八）に高野山に参詣した折の紀行「永承三年高野御参詣記」の、高野山からの帰路の部分に次のような一節がある（返り点は私意）。

其西、不_レ経_二幾程_一、暫_レ之止_二御船_一。へ自_二岸边_一于_二大門_一十余町。更_レ權_レ駟令_レ（参脱力）ニ粉河寺一給。先着_二御々休所_一。……

大まかな意味は、「西へ向かって暫く行つて船を止めた。岸辺から粉河寺の大門まで十余町である。更に馬を囲いに入れて、粉河寺に御参詣なさつた。先ずお休み所にお着きになつた」ということにならう。

これで見ると、永承三年（一一〇四八）には、すでに粉河寺の大門は存在していた。維盛の粉河寺詣は、物語の上では元暦元年（一一八四）のこととなる。この年に粉河寺の大門が現存していたか否かは、問題にする必要はあるまい。維盛の粉河寺詣自体、虚構の産物らしく、かつてあった大門を物語の結構として借りる場合も当然ありうる。永仁五年の、法灯国師による大門建立は再建であつたのであろう。したがって、これ単独では、延慶本の増補あるいは加筆の年代判定の根拠とはなしえない。

一方、水原一氏は、瀬田にかかる東海道_{の橋の名が}「勢多ノ唐橋」とあるところに注目された。第五末八「重衡卿関東へ下給事」に見える重衡の東下りの一節であるが、これは冥曲「海道」

によつて書かれたものらしい。冥曲のほうに「勢多の長橋」とあるところを、延慶本は「勢多ノ唐橋」と改めたとみるのである。「近江輿地誌略」には、この橋が、後宇多天皇の時代に、忍性上人が唐様式で架橋して、「唐橋」と呼ばれるようになったとある。後宇多天皇の在位は文永十一年（一二七四）から弘安十年（一二八七）である。したがつて、この章段は文永十一年以降の成立と見ることができるのである。

しかし、この御論にも反論があつたらしく、氏自身、「もつとも瀬田の「長橋」・「唐橋」の説に対しては最近「唐橋」の称は古くから存したという反論が示されている」と述べておられるところをみると、それを否定する文献資料が存在しているものだろうか。とすれば、この点も明確な論証とはなりえていないと言わざるを得ない。

このように、延慶年間直前の増補・加筆時期（水原氏は増補とはされないが）に関する二つの説が、いずれも反論の余地を残すとすれば、現在確かなところで、第三次本文形成（武久氏の言われる、延慶本の第三次の増補）は、いつ頃に見定めたらよいのであろうか。その点で、武久氏の採り上げられた第五末十五「惟盛粉河へ詣給事」に、次のような文章があるのが注目される。

抑当寺者光仁天皇宝龜元年二大伴孔子古ト云シ人建立之所也。伏開縁起文□昔大伴孔子古ト云人アリ。……梵閣ニ燈有り、五百余歳之今マデモ風ニゾ知レザリケル。

「五百余歳之今」が、「光仁天皇宝龜元年」から五百余年後の今であることは、本章段全体を読めば明白である。宝龜元年は西紀七七〇年である。その五百年後は一二七〇（文永七）年となる。

「余歳」とあるからには、さらに文永七年より降るであろうが、「余歳」によつて何年を足すことができるのか不明である。結果的に、武久氏、水原氏の主張された結論が当たっているのかもしれないが、いずれにしても、現存延慶本は文永七年以降に手の入れられた本である点は動かないであろう。「惟盛粉河へ詣給事」に代表される延慶本の独自記事は、文永七年以降、恐らく延慶二年以前の補入・加筆記事と見なして、その特徴と成立事情とを考察することになる。

さて、この第五末十五「惟盛粉河へ詣給事」には、更に注目すべき一節がある。

見^レ庭上^ニ藤原宗永ガ四五采ノ山ノ八重桜ヲ狩獵之時求得テ、依靈夢^ニ献ゼシ桜モ、既ニ開散レリ。

という記事であるが、おなじ内容の記事は、『粉河寺縁起』「藤原宗永移栽花木子孫繁昌第十三」にもあり、そこには、

宗永は紀伊国在田郡湯浅の住人也。武勇の家に生ず。狩獵を事とす。然ども当寺に帰依の心ありき。康和元年の春の比、猪鹿を捕がため山中に入て、殊勝の八重桜を見出せり。……宗永は出家して観西と名て一朝（期力）無為にして九十三にて死ぬ。其子孫ありて今に繁昌なり。

という記事が見える。宗永が八重桜を粉河寺に移植したのが康和元年（一〇九九）であつたという。日下力氏はこの宗永を湯浅権守宗重の父親と見ておられるが、その可能性は極めて高い。粉河寺と湯浅氏とは、密接な関係があつたようなのである。

後掲の「湯浅系図」によれば、宗重の五女に「粉河」と注がある。宗重の嫡女には「崎山尼信性」（崎山は有田郡吉備町）、次

女には「南」（石垣庄河南か。有田郡金屋町）、三女には「長田」（有田郡吉備町）、四女である明恵の母には「吉原」（有田郡金屋町）、六女にも「吉原」、七女には「藤並」（有田郡吉備町）といった具合で、『湯浅系図』に載せる宗重の娘達には、すべて地名の注がついている。長女の嫁き先が崎山であった点、藤並十郎の母とされる七女には「藤並」と注がある点、また四女の子供である明恵が「紀伊国在田郡石垣の吉原村にして生る」（『梅尾明恵上人伝記』）とされている点から判断すると、これらの地名は宗重の娘達の結婚後の住所を示すものであろう。とすれば、宗重の五女は粉河（おそらく粉河寺の關係者）に嫁いだのであろう。宗重の父宗永が、深く粉河寺に帰依し、八重桜を奉納した時以来の密接な關係があつたように思われる。

このように、文永年間以降の増補が確証される「惟盛粉河へ詣給事」に、宗重の父宗永が名を出すことは極めて重要なことのように思われる。そして史実上においても、粉河寺と湯浅氏とは密接な關係をもっていた。粉河寺關係の記事の増補に、湯浅氏の関与を予想させる事実である。

三

延慶本には、湯浅権守宗重の名が三ヶ所見える。一つ目は「山門滅亡」堂衆合戦」のところであり、二つ目に惟盛が熊野詣での途次に、宗重の子息宗光と出会う場面、三つ目には、丹後侍従忠房が宗重とともに戦い、捕らえられて誅殺される場面である。このうち、堂衆合戦の時、官軍の大将軍として発向したと記され

るところは、単に官軍の大将軍の名として湯浅権守宗重の名が見えるだけであるが、読み本系・語り本系を問わず同様の記述になっている点から判断すると、これは「平家物語」成立の初期の段階で取り込まれた記事と思われる。また宗光と惟盛の出会いの場面も、読み本系・語り本系ともに載せており、『平家物語』の読ませどころ、聞かせ所の一つであつたらしく、諸本の間において文章自体も驚くほど変化していない。本来的によくできた、完成度の高い記事であつたと思われる。問題は、忠房の誅殺の場面である。これは四部本・延慶本・長門本・『源平盛衰記』（源平闘諍録）は欠巻）において、文章上でも内容上でも大きな違いがあり、ある意味で、読み本系内部における、ある一つの記事の生成と変貌とを指し示しているように思われる。

そこで、これらの記事を検討する前提として、湯浅権守宗重の系譜を確かめておく。『湯浅系図』によつても、宗重の一族は宗重から始まっているので、周囲の書物から検討を加えなければならぬ。管見に入った宗重の一門に関する伝記記事は次の通りである。

○（明恵上人の）母ハ湯浅権守宗重第四女ナリ。

（明恵上人の「仮名行状」上）

○沙門高弁は紀伊国在田郡石垣の吉原村にして生る。姓は平、父重国は高倉院の武者所なり。母は藤原宗重が女也。

（梅尾明恵上人伝記）

○右建久九年秋比。依風三聞高雄騒動之由一。重樓三于紀州白山一。為湯浅兵衛尉宗光へ上人親舅。沙汰一。

（高山寺縁起）「石垣庄筏立」

○右当処者。春日大明神降詔之地也。(明恵) 上人親舅兵衛尉

宗光之旧宅也。彼宗光(子息) 左衛門尉宗成。敬二重靈跡一故。建三立伽藍一矣。

〔高山寺縁起〕「保田星瓦」

○右此地者。(明恵) 上人誕生之処也。……宗光三男左衛門尉

宗氏。敬二重上人遺徳一故……

〔高山寺縁起〕「石垣吉原歎喜寺」

○又宗重ガ子ノ十三ナルガ紫革ノ小腹卷ノアリケルヲ宗盛

ニハキセタリケリ。ソノ子ハ文覚ガ一具ノ上覚ト云ヒジリ

ニヤ。

〔愚管抄〕卷五(二条)

以上の諸資料から、宗重は藤原氏の出自であり、子に宗光・

上覚、孫に宗成・宗氏のいた事が知られる。また外孫に梅尾高山寺の明恵上人がおり、この明恵が上覚ともども、高雄の文覚上人の弟子であつた点も興味深い。私は宗重に嫁して、上覚・宗光・

嫡女そして明恵の母を産んだ女性は、文覚の姉であつたのではないかと考えているが、それは稿を改めて述べる。

〔湯浅系図〕(統群書類従) に、後に引用する延慶本、および

他の資料によつて補つた項目を【】で示すと、次のような系

図が出来上がる(ゴシックは、延慶本・長門本の登場人物)。

系図で宗重の曾孫とされる宗

氏が、〔高山寺縁起〕では孫と

されるなど、若干の異同がある

が、この系図で見ても、宗水以

前は不明である。〔粉河寺縁起〕

には、宗重の父宗水を「武勇の

家に生ず」と紹介していた。武

家藤氏とは、秀郷流か、利仁流

か、あるいは将門の乱の平定に

功のあつた忠文の子孫である

う。一方、後に引用する延慶

本・長門本の記事には、藤並十

郎を婿としていた。〔湯浅系図〕

では、第七女の子供、つまり宗

重の孫、名前を親という人物が

藤並の十郎となつている。この

〔宗永〕——宗重

宗景——宗弘——宗良——宗村——宗定

宗高——盛綱——盛平——盛安

宗方〔岩殿三郎宗賢〕——光重——成光——光政——光家

宗光——宗基——宗業〔宗成〕〔十訓抄作者?〕——宗為

〔泉源太〕〔宗氏〕——宗氏——宗範——宗春

〔泉源三〕——宗家——宗親——宗国

〔上覚〕(和歌色葉作者)——宗算——宗茂——宗平

嫡女

次女

三女

四女——〔明恵上人〕

五女

六女

七女——親〔藤並十郎〕——明——伝——尚

勝——悟

人物は、一文字名乗りでわかるように、文覚と同じ渡辺党嵯峨源氏の出である。子孫藤並氏が源氏を名乗っている点からいって、これは明かである。稿を改めて述べるが、ここにも文覚と宗重との強い結びつきが見て取れる。このような渡辺党との関係の深さを考えると、宗重は、文覚の一族遠藤氏と祖先を同じくするように思われる。そうであれば、藤原忠文の子孫ということになる。「兵範記」仁安元年（一一六六）十月二十一日条に、「少監物藤原宗重」という名が見えるのが湯浅権守であろう。また同書久寿二年（一一五五）十月十二日条に、難波二郎と思われる経遠、館太郎と思われる貞康とともに名が見える「宗重」も、湯浅権守らしく思われる。

しかし、この宗重は承安四年（一一七五）以前に出家していたことが知られる。次の「吉記」の記事がそれを裏付ける。いずれも承安四年九月の記事である。

○湯浅宗重法師来、自去比（一）在京云々、（二）二十日条

○昏黒着湯浅入道堂、……又宗重法師送菓（一）子雑菜、（二）二十五日条

○凌晨起湯浅、（一）二十六日条

熊野詣に随行する吉田経房は、二十日に在京中の宗重から馬を贈られ、翌二十一日に熊野へ出発、二十五日に湯浅に一泊、二十一日に熊野に向けて旅立ったという記事の一部である。しかし、ここに、「湯浅宗重法師」「湯浅入道」「宗重法師」などとある点は見逃すわけにはいかないだろう。また「自去比在京」という証言からすると、宗重は、出家入道の後は湯浅に帰り、時々上京していたにすぎないという点も確認できよう。もしそうだとすると、

諸本すべてに見える、堂衆合戦の折に、官軍の大將軍であつたというののは、どういふことになつてくるのであるうか。例を延慶本に取ると、第二本六「山門ノ學生ト堂衆ト合戦事」には、

早ノ官兵ヲ被テ差副ニ追討セラルベシト申ケレバ、院（一）大政入道ニ被仰（一）。入道ノ家人紀伊国住人湯浅権守宗重（一）大將軍トシテ、大衆三千人、官兵二千余騎都合五千余騎ノ軍兵、差遣ハス。

とある。この事件は治承二年（一一七八）のことである。宗重が官軍の大將軍として堂衆を攻めたときには、すでに出家の身であり、普段は京都にはいなかったことになる。清盛の家人の数ある中に、出家の身である宗重を、わざわざ湯浅から呼び出して、官軍の大將軍に据えるということは、ありえたのだろうか。しかも、「平家物語」の作者は、当時宗重が出家の身であつたとは知らなかつたらしく、単に湯浅権守宗重という、よく知られた名が用いられているのみで、宗重入道といったような呼称は用いられていない。おそらく、宗重が当時出家していたことを知らない物語の作者が不注意に、あるいは知り得た立場の者ならば、意図的に湯浅権守宗重というよく知られた名を書き込んだのではないか。ここにも「平家物語」の、初期本における、よく言えば作為、悪くいえばいい加減さを感じるのである。

四

次に延慶本第六末卅二「小松侍従忠房被誅給事」を検討する。忠房が湯浅権守宗重の城に籠り、誅殺されたという当該記事は、

前記したように、四部本・延慶本・長門本・『源平盛衰記』において、文章上でも内容上でも大きな違いがあり、読み本系内部における、ある一つの記事の生成と変貌を指し示している。

延慶本第六末三十二「小松侍從忠房被誅給事」は次のような内容である。

小松殿子息六人オハセシモ、此^コ彼^コニテ被失ケル中ニ、丹後侍從忠房、屋島ノ軍ヨリ落^テ行方ヲ不知ツルガ、紀伊国住人湯浅権守宗重^ガ許^ニ隠^レ居ラレクリケリ。是ヲ聞^テ和泉・紀伊国・摂津国・河内・大和・山城・伊賀・伊勢、近国ノ平家ノ家人共一人二人来加^リケル程^ニ、五百余人籠^{タリ}。二位殿此^ノ由^ヲ聞給^テ、熊野別当湛増法眼^ニ仰^テ、三ヶ月^ガ間ニ責戦事^ハケ度也。湯浅^ニ究竟^ノ城^{アリ}。岡村ノ城・岩野河城・岩村ノ城トテ三所^{アリ}。彼城^ニ究竟^ノ者共立籠^{タリ}。此外又湯浅^ガ家子・郎等数^ヲ知^ズ。中ニモ湯浅^ガ甥神崎尾藤太^ハ、舍弟尾藤次^ハ、智^ニ藤並十郎^ハ、其養子^ニ泉源三兄弟^ハ、岩殿三郎宗賢ナド云一人当^クノ兵共立籠^{タル}アヒダ、輒^ク責落^シガタシ。湛増^ノミ切タル侍須々木五郎左衛門^ト云者、人^ニモスグレテ、ス、ミ出^テ戦ケルヲ、湯浅^ガ甥尾藤太^ハ大鎗矢^ヲ十五束アルヲ、アクマデ放^ツ矢^ニ、五郎左衛門尉^ガ鎧^ヲ押付^ノ板^ヲ坐^コメテ射通^シタリ。是^ヲミテ打手^ノ兵共ス、ミタ、カハズ。惣^{シテ}三月之間^ニ合戦^ノ数度^ニ及^ブ。カ、リケレバ、熊野法師多^ク手負^テ、郎等^ハアマタ被誅^ニケリ。湛増、「責戦^ニ、今^ハ、官兵力^ヲツキテ候。国^ヲモ四五ヶ国^ニ被寄^{ベシ}」ト申^{タリ}ケレバ、二位殿被仰ケルハ、「官兵^ヲ云甲斐ナキニコソアムナレ。何サマニモ始終^ハ、争^コラフベキナレバ、勢^ヲモ上^スベキニ

テハアレドモ、謀^ヲ廻^{シテ}ヨスベキナリ。山海^ヲ能守護^{シテ}、盗人^ヲ鎮^メ。固^ク守護^{セバ}、兵糧米^尽テ、一人二人落^ム程^ニ、一人^モマジキゾ」ト被仰^レ。依^テ之^ノ守護^キビシカリケレバ、如^ク案^ニ兵糧米^尽テ、思^々ニ皆落^失ニケリ。二位殿被仰^レケルハ、「小松殿ノ公達降人^ニナラムヲバ、宥^申ベシ。立合^{ワム}人々^ヲ誅^スベシ。平治ノ乱^ノ時、頼朝^ガ死罪^ニ定^リシ事^ヲ、池尼御前^ノ使^トシテ小松殿大政入道^ニ能^ク被^申一^シニヨリテ公^ノ流罪^ニモ定^リタリシカ。サレバ小松殿ノ公達^ノ事、疎^トモ不思^レ」ト^ノ宣ケル。忠房、湯浅ノ宗重^ガ責落^{レテ}、降人^ニ成^テ鎌倉^ニ下給^{タリ}ケレバ、二位殿対面^シ給^テ「都近^キ片畔^ニ、如^ク形事^{ナリ}トモ思^知奉^{ラム}ズルゾト、上洛^可有^ニ」ト宣ケルニ付^テ被^上ケル程^ニ、近江国勢多^ト云所^ニ、タバカリテ切^テケリ。賢カリケル謀^也。

延慶本第六末の末尾に近く、建礼門院が死去し、頼朝が右大将に任ぜられた記事に続いて、平家一門の人々が誅され、あるいは干死をしたという章段が続く。薩摩平六家長、越中次郎兵衛盛次、上総悪七兵衛景清、伊賀大夫知忠、土佐守宗実などに関する記事がそれである。その一連の章段の中に、この章段が挟み込まれている。この記事は、四部本・長門本にも見えているのだが、この三本間においても文章・内容とも大きく異なっている。今は延慶本の記事のみを問題にし、延慶本の増補・変貌の様をみたいと思つてゐるのだが、とりあえず、四部本・延慶本・長門本の記事の前後関係だけは見ておかないわけにはいかない。

四部合戦状本「平家物語」巻十二「丹後侍從忠房被誅」は、次のようになっている。

抑も平家の子孫は、去んじ元暦二年の冬、時政上洛して、一つ子二つ子を残さず、腹の内を開きて見ず「見ざる事無し」と云ふ計りに尋ね求め、悉く失ひき。権亮三位中将殿の御子息六代御前計りぞ、高雄の聖申し請けし外は、今は一人も無しと思ひしに、小松殿の末子丹後侍従忠房は、屋島より落ちて行方を知らざりつるが、紀伊国の湯浅権守宗重が城に籠りて御しけるとぞ聞こえし。則て越中次郎兵衛尉盛次・悪七兵衛景清も有りと申す。又、和泉・河内・伊賀・伊勢・大和・山城の国々の平家の家人共、籠り集ひて在りつるは、五百余人と披露す。仍つて熊野別当湛僧に仰せ付けて責められけれども、究竟の者共、矢崎を調へて射る程に、射白まされて度々引く。三ヶ月の間に八度まで寄せければ、熊野法師多く手負ひて、湛僧が郎等多く討ち取られぬ。叶ふべくも無かりければ、勢を副へらるべき由申されけれども、「合戦を留めて食迫せよ」と有りければ、山海を守護しければ、盜賊の糧米も尽きて落ちにけり。

其の後、披露せられけるは、「小松殿の公達、打憑みて来られたらんを助け奉るべし。頼朝が事は併ら小松大臣申し免されたりき。争か其の思ひを忘るべきなれば」と有りければ、忠房、実と思はれるにや、顕れ出でたまひければ、源二位対面して、「都の辺に思ひ宛て奉る事有り」とて、誑し上せて、勢多にて切りてけり。

また長門本卷第二十一「小松殿御子丹後侍従事」は次のような記事である。

小松殿の御子息六人おはしけるも、こ、かしこにて誅せ

られ給て、末の子に丹後侍従忠房とおはしけるが、讃岐国八嶋の戦を落て、ゆくかたもしらざりつるが、紀伊国の住人湯浅権守宗重がもとかくれ居給へり。平家の侍越中次郎兵衛盛次、悪七兵衛景清なんどもつきたりけり。是を聞て、和泉・紀伊国、摂津・大和・河内・山城・伊賀・伊勢八箇国に隠居たりける平家の家人ども、一人二人参集るほどに、五百余人籠たり。鎌倉殿聞召て、阿波民部大夫成良に仰て攻らる。成良紀伊国に越て、御所野といふ所に陣をとりてひかへたり。此うへ熊野別当湛増法印、子息湛快父子に仰てせめらる。ゆあさには究竟の城あり。岡村・岩野・岩村の城とて三ヶ所あり。彼城のうち、岩村の城に五百余人楯こもる。此外湯浅が家子郎等数を知らず。中にも湯浅が甥神崎尾藤太、舍弟尾藤次、甥に藤波の十郎、其養子に泉源太、源三兄弟、岩殿三良宗賢などと云、一人当千の兵ども楯こもりたる間、たやすくせめおとしがたし。湛増たのみ来たる侍、須々木五郎左衛門允といふもの、人にも勝て進出せめた、かひけるを、尾藤太、中ざしの十五束あるをあくまで引てはなつ矢に、五郎左衛門尉が甲のはちつけの板を、主を籠て射通したり。是を寄手の兵ども見えず、みた、かはす。惣て三月のあいだ八ヶ度の戦に熊野侍郎等以下おほくうたれにけり。湛増鎌倉殿へ申けるは、いまは官兵の力つきて候。湛増ばかりにてはかなふべからず候。国をも四五ヶ国よせさせ給て後、官兵をもてせめ候べきかとぞ申ける。鎌倉殿凡仰られけるは、官兵のゆふかひなきにこそあれ、始終はいかでかこらへてあるべき。勢を

ものぼせ、国をもよすべけれども、籌、山海をよく守護して、山賊海賊をとむべし。国を守護せば、凶徒兵糧尽て、一人二人おちんほとに一人もあるまじきぞ。小松殿君達、降人たらんをばなだめ申べし。たてあひたまはむ人をば誅すべし。頼朝平治の乱に流罪にさだまりたりしかば、池尼御前の御使にて小松殿太政入道殿に詞を加て、能様に申されたりしによりて、流罪に定てありしも、小松殿の御恩也と申されける。此上高尾文学上人をもて、内々湯浅権守宗重を、誘人(への誤り)仰られけるは「ければ九」、鎌倉殿にむかひ奉て、合戦をいたす事、日本国を敵にしたり。たとひ一年二年こそこらへてありとも、始終はいかでかこらふべきと思て、鎌倉殿の仰に随奉りけり。宗重、侍從殿に申けるは、鎌倉殿被申候なるは、小松殿君達降人たらむをばなだめたてまつれ。たてあひたまはむ人をば、誅したてまつるべしと官兵等に仰ふくめられて候なり。始終は宗重もかなふべからず候。只降人にまいらせ給へと申たりければ、宗重を打憑て来事なれば、いかにも能様にこそはからはめと申されければ、九郎大夫判官、京都の守護にておはしましければ、判官のもとへ丹後侍從を送たてまつる。判官より鎌倉殿へたてまつる。鎌倉殿、侍從殿に御対面あて、頼朝が流罪にさだまり候し事は、併小松殿の御恩なり。其御子息、すこしもをろかに思たてまつらず候。か様に見參に入候ぬるうへは、都の片辺に思あてまいらす事候。疾々上洛候へとて、都へ帰しのぼせ奉る。侍從殿げにも命はいきなんと思ひ給けるに、都へは入奉らず、近江国勢多にて

切奉る。いかなる事ぞやと人かたぶき申けり。

一読した印象から言えば、この記事は四部本がもつとも古態を留めており、次に延慶本、長門本の順に古いと思われる。例えば、四部本では、宗重の直接関与とせず、単に宗重の城に籠つたとする点が理由の一つ。また、延慶本をみると、「和泉・紀伊国・摂津国・河内・大和・山城・伊賀・伊勢、近国ノ平家」とあって、なぜ紀伊国と摂津国だけに「国」が付けられており、その前後の和泉・河内・大和などには「国」が付けられていないのだろうか、疑問を抱く。しかも、現在大阪府に属する和泉と河内の間に、和歌山県である紀伊国と兵庫県の一部に含む摂津国が割り込んでおり、地名を列挙するにしても地理的に見て不自然な観は否めない。この点も四部本を見ると、その疑問は氷解する。四部本に見えるように、本来の文章には、この二国は含まれていなかったであろう。湯浅の側では、紀伊国の兵に加えて、摂津国の神崎尾藤太・尾藤次兄弟が参戦しているのである。後でそれに気づいた者が、近畿の国尽くしに仕立てたものである。これら¹⁰の点から判断して、この記事に関しては、四部本の記事がもつとも古態を留めていると言えそうだ。とすると、四部本と延慶本との比較から、次の事柄が言えるだろう。

第一点として、四部本には元暦二年の冬と明記されているが、延慶本には日付を欠くこと。これは、延慶本が日付を抜いて、平家一門の誅殺記事を列挙していることと関連する。

第二点に、四部本・長門本に盛次と景清の名が共通して見えるところから判断すると、これは延慶本が削つたことになる。廿九「越中次郎兵衛盛次被誅事」、卅「上総惠七兵衛景清于死事」

の章段で、すでに盛次や景清が死亡していることに對する配慮であろうが、直前の卅一「伊賀大夫知忠被誅事」においては、盛次や景清が再び姿を現していたのであるから、首尾一貫しない改作である。

第三点、延慶本は、この事件に對して、宗重が直接的に関与したと改作した。

第四点に、四部本のような本文から延慶本のような本文にこの記事を改作した者は、宗重周辺の地理や人物に相当委しい人物であったことが分かる。「中二モ湯浅方甥神崎尾藤太、舍弟尾藤次、甥三藤並十郎、其養子二泉源三兄弟、岩殿三郎宗賢ナド云一人当千ノ兵共」とあるが、そのうち、藤並十郎親や岩殿三郎宗賢などが系図に見える。嵯峨源氏藤並氏は、嘉禎四年(一二三三)十月日の「八条辻固湯浅御家人等事」(『鎌倉遺文』五三二八番文書、『崎山文書』)に、藤並太郎が一番で結番され、正応二年(一二八九)十二月日の「湯浅入道宗重法師跡本在京欠番次第事」(『鎌倉遺文』一七二四一番文書、『崎山文書』)に「十七番」に結番され、「他門」と注記されている。正慶元年(一二三三)の『楠木合戦注文』(続々群書類従)に、楠木に捕らえられた湯浅党の交名に「藤並彦五郎入道」の名を載せる。また、秀郷流藤原氏の子孫である神崎尾藤太、尾藤次も実在の人物である。彼らについては、後にも触れるが、上記「八条辻固湯浅御家人等事」に田中三郎兵衛尉光平が見え、同じく「湯浅入道宗重法師跡本在京結番次第事」に「二番 田仲庄」とあり、「他門」と注記される。田中氏は、神崎尾藤太が田仲庄の知行安堵を得てから、田仲尾藤太と名乗っている¹⁾ので、彼の子孫と考えられる。湯浅党の一員で

ありながら、「他門」であった点もこれを裏付ける。つまり、藤並十郎や尾藤太は「他門」でありながら、その子孫は鎌倉末にいたるまで、湯浅党の一員として党的結合を保っていたのである。

「岡村ノ城」は海南市岡村か。「岩野河城」は有田郡金屋町岩野河、「石村ノ城」は後に、岩室城の造られたところにあつたものらしく、有田市宮原町東がその故地らしい。延慶本は湯浅一族の内情に相当詳しく、湯浅周辺の地理やその地名に通じている人物がこの改変に関与しているとみなさなければならぬだろう。言い換えれば、四部本の文章は湯浅周辺の資料がなくても都で作文できるが、延慶本の文章は宗重の周辺に通じていないと書けないということである。

続いて、延慶本と長門本との間にある、記事の異同を確認しておきたい。

まずその第一点は、長門本には義経が登場することである。従つて、長門本においてはこの事件の日付はないものの、必然的に義経在京時のこととなる。つまり元暦二年(一一八五)のこととなつてゐるのである。ところが、延慶本においては、日付もなく、義経も登場しないので、この忠房の誅殺がいつのことなのか不明である。この記事の前にある、年次を伴つた記事は、建久七年(一一九六)七月の知忠の誅殺記事であるが、この忠房の記事を挟んで、正治元年(一一九九)二月の文覚被流、同二年の六代被誅、建久三年(一一九二)三月の後白河法皇の崩御の記事が続き、「右大将頼朝果報目出事」で延慶本は終わる。つまり、年次が行つたり来たりしているのである。これは一連の誅殺記事を年次を抜いて並べ、六代の誅殺、平家の断絶に集約していこうとし

た物語的構想のなせる業なのであろう。その結果、第六末廿九「越中次郎兵衛盛次被誅事」、その次の卅「上総悪七兵衛景漬干死事」で死んだはずの盛次や景漬が、次の卅一「伊賀大夫知忠被誅事」において、城に桶籠り、あげくに逃走するという杜撰な編集上の混乱なども見受けられるのである。もつともこの点は長門本においても改善されてはいないが。

第二点は、長門本には、官軍側に、熊野別当湛増のみならず、阿波民部大夫成良の名もみえることである。しかしその合戦記事の一つもなく、単に名を出したにすぎない扱いである。後の方で、湛増が「湛増ばかりにてはかなふべからず候」と、成良が参戦していなかったことを、はしなくも漏らしてしまっている。長門本の無意味な付加であるが、壇ノ浦で平家を裏切り、源氏について両者を併せ載せ、最後まで平家に忠節を尽くした宗重との対比という意図も感じられる改作である。延慶本が四部本からの増補にあたって湯浅関係の資料を駆使したのとは、全く趣を異にした増補のありようである。

第三点には、長門本では、文覚が頼朝と宗重との間を取り持つという構成になっている点である。これは、後述するように、宗重の子上覚、孫の明恵上人ともども文覚の弟子であったことを考えると、注目に値する。この記事の増殖者は、そのような系譜上の事情を知っていたのであろう。

第四点に、章段末の評語が正反対になっていることである。延慶本は、頼朝の企てを「賢カリケル謀也」と肯定的にのみなしており、一方の長門本は「いか成る事ぞやと人かたぶき申けり」とあって、頼朝の所為を否定的に見ている。この評語の差異が生じ

た原因として、時代的な変遷があったと考えるのが、一番素直な見方であろう。

第五点に、延慶本・長門本それぞれに、こまかいところで相補い合う関係になっている点である。たとえば、延慶本に「其養子二泉源三兄弟」とあるのは、長門本「其養子に泉源太、源三兄弟」とあるのがよいであろう。逆に、延慶本「湛増ノタノミ切タル侍須々木五郎左衛門」と長門本「湛増たのみ来たる侍、須々木五郎左衛門允」とは延慶本の方がよいであろう。また、延慶本「都近キ片畔二、如形事ナリトモ思知奉ラムズル」と長門本「都の片辺に思あてまいらす事候」は、四部本と同様である長門本がよいであろう。延慶本「鎧ノ押付ノ板ヲ坐ヲコメテ射通シタリ」と長門本「甲のはちつけの板を、主を籠て射通したり」とは、判断に迷うが、須々木五郎左衛門が前に向かって進む以上は、延慶本の方がよいであろう。この点はむしろ長門本の改悪であろう。いずれにしても、両者の関係は書承による本文改変と考えられる。延慶本の本文は、意図的に改作された本文を有していると同時に、泉源太を脱し、岩殿と田殿を誤っていたように、おそらく不注意による脱文・誤字なども含んでいるのであろう。

このように、四部本、延慶本、長門本という流れでこの記事を見てゆくと、四部本から延慶本、延慶本から長門本へと、次第に記事の分量・内容ともに委しくなっていくのだが、その変貌のありようは、四部本から延慶本への変化と、延慶本から長門本への変化とは、全く異なる点に気づくのである。

また、この忠房事件に関係する史料もあらかじめ、見ておきたい。

まず、『源平盛衰記』第四十六「尋三害平家小児……」には、文治元年（一一八五）の義経都落ちなどの記事に続けて、「同年十二月十七日侍従忠房、前左兵衛尉実元が預たりけるを、野路の辺にて斬_レ首」という、延慶本・長門本・四部本とも内容の異なる記事が突然出現する。この記事以前には、忠房捕縛の記事もなく、唐突な感じを否めないが、『盛衰記』も、忠房の死を元暦二年_〃文治元年と見なしていることは確かである。『盛衰記』は不思議な書物で、荒唐無稽な話を付け加えるかと思うと、逆に、新たな史料に基づいて『平家物語』の誤りを訂正したりする。ここもその例であろう。この『盛衰記』を史料扱ひしたのは、次にみる『吾妻鏡』文治元年十二月十七日条に、「小松内府息丹後侍従忠房、後藤兵衛尉基清預_レ之」とあるからである。実基と基清と、親子の違いはあるが、唯一日付の一致するのが、『盛衰記』と『吾妻鏡』である点が注目される。しかし、誅殺された場所が野路であるとの記述は『吾妻鏡』に見いだせず、『盛衰記』の記事は出所不明である。

この忠房事件が文治元年の十二月のことであったことは、『吉記』文治元年十二月分の目録を見ると、八日の条に「同日小松内府息忠房招引関東一事」とあり、同十六日の条に「忠房被_レ切_レ首」とある点からも明らかである。『吉記』の本文は失われているが、この目録からしても、忠房が鎌倉からの帰途斬刑に処せられたのは、文治元年十二月十六日であつたらしい。

また『近江輿地誌略』四十「栗田郡」の条に、「丹後侍従塚、同村（大萱村）に在、田の中なり、如何なる人と云事を知らず、今は次第に鋤れて、それとだに知人なし」という記述が見える。

この文の記者は、すでに丹後侍従が誰であるかも知らずにこの塚の様子を書いている。

さて、これらの史料と比較すると、いくつかの問題点もでてくる。

まず長門本に従えば、この事件は義経が壇ノ浦の戦いから京都に帰った元暦二年_〃文治元年（一一八五）四月から京都を出奔した十一月の間のこととなるが、それは長門本独自の脚色であつたこと。

次に、処刑が行われた場所も、『近江輿地誌略』の記載から地理上の位置関係をみると、『盛衰記』のいう野路の辺が正しいようだ。とすれば、勢多とする四部本・延慶本・長門本は、京都目前の土地を選び、悲劇的な場面をしつらえたといふことができる。

五

さて、以上の史料の検討をふまえて、これから問題にすることは、これらの諸問題と絡んで、湯浅権守宗重が本当にこの忠房事件に関与していたのかという点である。もし、この事件が事実であつたとしたら、当然湯浅権守宗重、あるいは彼の子孫・一族も無事にはすまなかつたであろうに、不思議にも、そのような気配は、『平家物語』諸本の記事の中でも、歴史的事実の問題としても、一切ないことである。丹後侍従忠房を宗重が庇護して、頼朝に敵対して戦つたという、延慶本・長門本の記事は疑つてかからないわけにはいかないのである。

前に確かめたように、忠房が殺害されたのは、文治元年（一八四） 二月（一八五）十二月であったことは確かである。しかしこの年に、宗重が頼朝にたてついて忠房を擁して戦うといったことが、実際にありえたのだろうか。

義経が都を逃れて、平泉に下つていった翌年、文治二年（一八六）五月に、頼朝は立て続けに三通の書状を下している。鎌倉遺文に収める「崎山文書」である（私に返り点を加えた）。

まず九五番文書には、

下 宗重法師所

可下早承引甲乙輩煩致官仕忠上事

右、宗重法師者、雖平家々人、運志於鎌倉殿之間、賜下文所令安堵本所也、其上又、九郎判官、十郎藏人謀反之時、紀州之輩大略莫（不力）レ属レ彼、而宗重法師独拔群、存奉公之道理、於今者無嫌倉殿仰外、号国守護催輩上、永不レ可成レ煩、但自不慮事出来時者、以子息近親等、可令馳參左馬頭家状、如件、以下、
文治二年五月五日

とある。前の文書で左馬頭と名の見える一条能保宛の九七番文書は、

湯浅入道宗重法師者、平家々人之中、為レ宗者候、而志候て、罷留候畢之後、一向相憑此方候也、就中九郎判官、十郎藏人謀反時、拔群不レ属レ彼之一日勸誘候、自今以後京などに、ものさわがしき事など出来候之時者、子息等をもかはり可令參仕之由、所申合也、便宜之時、殊可レ被三召仕候、
謹言

文治二年

五月六日

左馬頭殿

また九九番文書「源頼朝下文案」には、

下 紀伊国住人湯浅宗重法師

可下早任三宗重処分状、子息輩無相違令知行上事

事

右件宗重法師、以三所領二処二分子息輩

……（略）……

文治二年五月七日

とある。九五番文書では、「所領安堵の下文を下した。宗重は、義経と行家の謀反の折にも忠節を尽くしたから、頼朝のほかに動員をすることはないから、安心せよ。子供たちが困った事があつたら、一条能保にたのめ」という意味であろう。一条能保宛の九七番文書は、端的に言えば、「宗重の子供たちの面倒を見てやれ」ということであろう。九九番文書では、「宗重の処分状の通り、その所領を子息が知行する事を認める」ということである。

また、忠房事件の前年、元暦元年（一一八四）二月に、頼朝から義経に宛てられた書状でも、「ゆあさのにうだうと申候ものは、もんがくばうにつきて、もとよりこゝろざし候ものにて候也」とか、「御つかひをつかはして、京へめしてあんどすべきよし、おほせふくめて、めしもつかはせ給ふべく候」などである。頼朝は、平家都落ちの際、宗重が「罷留候畢之後、一向相憑此方候也」

と証言し、そのことを最大限に評価し、宗重の処分状通り、その子供たちに所領を安堵し、京都で困ったことがあつたら、一条能保を頼めと書いているのである。これだけ頼朝に信任の厚かった人物が、これらの書状の書かれたちよと間の年に、忠房を擁して平家の殘党とともに城に籠籠り、頼朝に敵対して戦つたとは、到底見なすわけにはいかない。宗重は平家都落ちの時、平家と訣別してからは、頼朝に臣属していたのであつて、頼朝に反旗を翻す立場にはなかつたことは確かである。

さらには、延慶本によると、宗重の甥である神崎尾藤太・尾藤次も忠房事件に関与したとされている。二人は、おそらく宗重の姉妹の子であろう。系図によつて、尾藤太は知宣、弟尾藤次は知景という名が知られる（『秀郷流系図 尾藤』「尊卑分脈」）。忠房事件の前年、『吾妻鏡』寿永三年（一一八四）二月二十一日条を見ると、尾藤太知宣が秀郷から伝領した紀伊国田仲庄の知行安堵を求め、頼朝から主張のとおり安堵されている。田仲庄は、同族の佐藤氏（西行の親族）と所有を争つたものであろうが、後に彼は田仲尾藤太を名乗るから、田仲庄は結局尾藤氏の所有に帰したのである。そして尾藤氏の子孫は田中姓を名乗り、鎌倉末まで田仲庄の地頭職を引き継いでいく。尾藤氏が忠房事件に関与していたなら、尾藤氏による田仲庄の知行が続くはずがない。またこの事件から五年後、『吾妻鏡』建久元年（一一九〇）十一月七日条には、頼朝上洛の折の随兵の中に尾藤次の名が見えている。尾藤次知景がこの忠房事件に関与していたとしたら、ここに随兵として名を出すこともありえないだろう。尾藤太・尾藤次兄弟は、忠房に荷担したとしてもなんのメリットもないばかりか、前年に

安堵されたばかりの田仲庄の知行権さえ失う危険性をかかえていたのであつた。

藤並十郎も、湯浅党の一員として、その子孫は藤並庄の地頭職を継承し、鎌倉末まで及ぶ。南北朝の動乱の中では、楠木正成と戦つて捕らえられた記録が残る。藤並十郎もこの忠房事件に関与していなかったことは明らかである。

このように、延慶本・長門本の忠房の記事は、その意味で荒唐無稽な作り物語にすぎないことは明白である。しかし、系図のところでも確かめたように、ここに登場する人物は、実際の湯浅氏の系図や、鎌倉時代の古文書の記載するところとよく合致している、矛盾がない。湯浅一族周辺の実在人物の関係を当てはめて、この記事が書かれているらしい点は無視できない。四部本のような記事から延慶本のような記事へと物語を改作した人物は、湯浅周辺の地理と、湯浅一族の内実と詳しく通じていた人物であつた。それが資料提供にとどまるのか、直接関与したのか今は確認のしようがないが、宗重の子孫の関与を考えるべきであらう。

宗重の子孫がこの記事の形成に関つているとして、問題は、なぜこのような記事が延慶本・長門本・四部本に収載されているのかということであらう。忠房を擁護して戦つた物語を作り上げたのは、宗重が相伝の主君である平氏を裏切つて、源氏に従つたとするよりは、最後まで平家に忠節を尽くしたとした方が、いわば大衆受けのする時代になつていたからであつたらう。そしてその時代とは、おそらく第五末十五「惟盛粉河へ詣給事」の成立した文永年間以降、延慶二年以前であつたらう。私はこの両話は同時に同じ場所で増補・改作されたと見るのである。

その点で、湯浅氏が深い関わりをもった粉河寺の縁起を伝える、「惟盛粉河へ詣給事」は改めて注目される。宗重が粉河寺と関係が深かったことは、父宗永の八重桜移植のみにとどまらず、彼の五女が粉河に縁があったことから確かめられよう。惟盛の粉河寺詣の章段は、宗重と関るといふ点で、大きな問題点をはらむ章段であるが、そこに収載されている漢文体の略縁起も、続群書類従所載の同じく漢文体の略縁起と比較すると、文章に大きな違いがある。惟盛の粉河詣での記事のなかに、宗重の父宗永の植えた八重桜に言及する記事のあったことを見たが、そのようなことは粉河寺に関係する人物を除けば、知ることが難しかったであろう。粉河寺に参詣したことのある者か、仮名本の「粉河寺縁起」を見ることのできたものに限られる。粉河寺の縁起も、単にひとつの縁起をもとに書かれたものではなく、種々の縁起をもとに書かれていることは、武久氏が考証をされている。これも粉河寺に関係する者でなければ、そのような種々の資料を、幾種類も揃えるわけにはいかないであろう。その点で、延慶本の第三次本文形成は、単純に都で作文されたものとは考えられないのである。文永七年（一二七〇）以降延慶二年（一二三〇）までの間に、都にいた延慶本の増補者が、出来合いの最新版「粉河寺縁起」を何種類も入手して、この記事を書き足したとみるよりは、むしろ「粉河寺縁起」が制作される現場の近くに、延慶本の増補者がいたと考えるほうが蓋然性が高い。延慶本の増補者として、粉河・根来、そして湯浅権守の子孫など、紀州関係の人物・寺院などが特に注目されるのである。

延慶本には、もう一話湯浅氏に関係する章段がある。第五末十六「惟盛熊野詣事」であるが、この章段は湯浅氏に関係するところから資料を得ているのではないかと思われる章段である。惟盛が熊野の死出の旅に赴こうとする途次のことである。

岩代ノ王子ノ前ニシテ、狩装束シタル者七八騎ガ程行合タリ。既ニ搦メ取レナムスト思切テ、各自害セント腰ノ刀ニ手ヲ懸テ、差聚ツ、立給ヘバ、此等馬ヨリ飛下、深ッ平ミテ通ケリ。「見知タル者ニコソ。誰ナルラム。」ト思食、イト、足早ニソ過給。湯浅権守入道宗重ガ子兵衛尉宗光也。郎等共「此山臥ハ誰人ニ御坐ゾ。」ト問ケレバ、「是コソ小松大臣殿ノ御子、権佐三位中将殿ヨ。屋島ヨリ如何ニシテ是マデ伝給ケルニカ。近ッ参テ見参ニモ入進セタク存ツレドモ、憚モソ思食トテ罷過ヌ。穴浅猿ノ御有様ヤ。カク見成シ奉ルベシトコソ覚ネ。」トテ、サメムト泣ケレバ、郎等モ皆袖ヲシボリケル。

湯浅権守宗重の七男宗光が惟盛と出会う場面である。話としては、非常によくできた記事であつたと見え、諸本ほとんど異同がない。しかしこれが事実としたら、あまりにも出来過ぎた偶然である。語り本系は読み本系の記事を引き継いでいると見なされるので除外するが、読み本系諸本における、湯浅一族の平家に対する親近感、このできすぎた記事からも推察されるように際立っている。そしてこの記事の特徴は、堂衆合戦の宗重と異なつて、宗重を正しく「湯浅権守入道宗重」と記述していることでもある。

宗重関係の三話は、いずれも、平家の家人として平家側に立つて戦った宗重や、平家に同情をそそぐ宗光らを描くという点で共通している。しかし増補以前の延慶本、ひいては読み本系の原本を考えた場合、堂衆合戦や、四部本における宗重は、負け戦での大將軍とされたり、出家後にもかかわらず単に湯浅権守宗重と表記されるなど、その評価は微妙で難しい側面がある。「平家」が複数のルートから宗重関係の資料を得ているように思われるわけである。しかし、四部本の忠房の記事から延慶本の忠房の記事への増補は、ある程度出所が推測できるのではないだろうか。増補された形の延慶本は、高野、粉河などからむ記事が独特である。しかもこの本は根来寺で書写されている。宗重の子供には、「和歌色葉」の作者上覚がおり、孫に明恵上人、そしてこの両者の師匠が文覚であり、さらには「十訓抄」の作者に擬された宗業も孫に当たる。文化的な環境も十分であろう。今後、湯浅氏の周辺を探ることが、少なくとも延慶本「平家物語」の成立・流動を考へる場合、欠くことのできない事柄のように思われるのである。

〔注〕

- 〔1〕松尾葦江氏「平家物語の成立——物語以前、もしくは物語以後——」（『国語と国文学』第75巻9号、平成10・9）
- 〔2〕武久堅氏「維盛粉河詣の成立」（『日本文学研究』第28巻1号、昭和51・3）
- 〔3〕水原一氏「延慶本平家物語論考」第五部「平家生成問題との関連」二、「内部徴証の追増」。
- 〔4〕日下力氏「平家物語研究事典」の「宗重」項。
- 〔5〕高野山文書には、高野山と所有を争った阿豆河庄をめぐ

る大量の湯浅氏関係の文書があるが今は省略する。

- 〔6〕湯浅氏が藤原氏である事は、「高野山文書」に残る、一族の署名から確認できる。例えば、「宝簡集」三十三、四一九番文書に「左衛門尉藤原宗氏綿増分注進状」、「又統宝簡集」五十七、一五八番文書「阿氏河庄地頭湯浅光信訴状」に、「紀伊国阿豆河庄地頭藤原光信」などの名が見られる。

- 〔7〕『鎌倉遺文』一九六・二六番文書、「源松石丸等連者田地寄進状」（歎喜寺文書）に、「右、件名田者、曾祖父源明寄進状在之」などとあり、「地頭源松石丸／親父源尚／源氏女／藤原宗明／藤原宗貞」などと署名がされている。この源明は藤原宗明の子であることは明らかで、松石丸の曾祖父という点でも系図に一致している。源氏であり、一文字名を名乗る点から、嵯峨源氏渡辺党の一族であることは明白であろう。また、注目すべきは、ここでも湯浅氏と連名で寄進状が認められていることである。なお、日本歴史地名大系31『和歌山県の地名』「藤並庄」項によりこの文書の存在を知った。この書物には、田殿庄など湯浅近辺の地名についての解説や、それに関連する文書の存在など、教えられることが多かった。

- 〔8〕四部合戦状本の引用は、高山利弘氏「訓読四部合戦状本平家物語」平7・3刊。

- 〔9〕長門本の引用は「岡山大学本平家物語」(昭52・11刊)。私に濁点を打ち、本文以外の注記にあたるものは削除した。

- 〔10〕延慶本が不思議にも、紀伊国に対して「国」を付けたがる傾向は、第二本六「山門ノ学生ト堂衆ト合戦事」にも見られる。これも湯浅権守宗重の名の見える章段であるが、「筑紫人并和泉紀伊国伊賀伊勢撰津河内ノ駆武者也。可然二者ハ無力ケリ」とある。

- 〔11〕高野山文書の『宝簡集』三十三の四「四番文書」『禅海起請文』

に、「一、就_レ阿弓川庄事」、所_レ捧浄智請文中、載_二喧嘩二字云々、而以_三田仲尾藤太子息彦太郎田緒_一、或与_二浄智一成_一親子之儀、或与_二七郎兵衛一成_一師弟契_二」などとする。尾藤氏と湯浅氏との関係の深さとともに、尾藤太が「田仲」姓を名乗ったことが知られる。

〔12〕現状では、岩殿三郎宗賢については、確実な資料は発見できていない。彼が宗重の実子であったかどうかさえ、はっきりしない。宗重の長男宗景と七男宗光の子孫は代々「宗」の一字を受け継いで行くが、二男宗高と三男宗賢（方）の子孫達は、「宗」の字を受け継がない。延慶本にあるとおり宗賢は養子であったであろう。そうであれば、その出自は多分文覚の一族、遠藤氏であろうと推測される。『鎌倉遺文』五三一八番文書「八条辻固湯浅御家人等事」（『崎山文書』）に、嘉禎四年（一二三八）当時、彼の次男貞重が「糸我刑部允貞重」と見えるので、次男は糸我庄に居住したと思われる。しかし正応二年（一二八九）十二月の日付をもつ『鎌倉遺文』一七二四一番文書「湯浅入道宗重法師跡本在京結番次第事」（『崎山文書』）には糸我庄は「他門」とはなっていない。後に本家が糸我庄を知りしのか、宗賢が湯浅氏の一族であったのか、実際の所は不明である。岩殿はおそらく田殿（有田郡吉備町）の誤り。有田川兩岸にまたがった庄園の名。「田殿庄河北」（『鎌倉遺文』五〇二四番文書、「明恵上人遺跡率堵婆尊王銘注進」、『施無畏寺文書』）、「田殿庄上方」（『田殿庄下方』（湯浅入道宗重法師跡本在京結番次第事）の呼称がある。田殿庄上方の地頭職は宗光（法名浄心）からその娘円明（系図は円明を宗業女とする）へと受け継がれたが（八条辻固湯浅御家人等事）、正応二年（一二八九）十二月一日付の「関東御教書案」（『鎌倉遺文』一七三三番文書、「崎

山文書）によれば、「紀伊国田殿庄下方地頭職事、依_二在京奉公之實_一、所_レ被_二充行_一也者」とあり、「湯浅人々中」に下された。前記「湯浅宗重跡本在京結番次第事」にみえる田殿下方には「他門」の注がある。「他門」とある点からみて、この時に田殿庄下方の地頭職に任ぜられたのが岩殿三郎宗賢の（おそらく長男光重の子孫であろうと思われる。いずれにしても、宗賢がこの忠房事件に関与していたとしたら、当然、彼の次男である貞重が糸我庄に居住して、刺え刑部丞に任ぜられるということはあり得なかつたであろう。そして、延慶本に「一人当千ノ兵共」と描かれる岩殿三郎、藤並十郎、尾藤太、尾藤次の子孫である田殿氏、藤並氏、田仲氏も、鎌倉時代の未まで、湯浅近辺の庄園の地頭職を継承し、湯浅党の一員として、湯浅氏と党的結合をしていた点は特に注目されるのである。延慶本の第三次本文形成、とくに粉河寺関係の記事の増補や、忠房誅殺記事の改作は、まさにそのような歴史的背景の中でなされていたと考えられるのである。

〔13〕『源平盛衰記』の引用は、有朋堂文庫（昭2・5刊）。

〔14〕注へ2に同じ。

（たにぐち こういち・三重県立桑名西高等学校教諭）